総合事業の日割り算定について【補足資料】

総合事業の月額包括報酬の日割り算定につきましては、下記の取扱いとなります。なお、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」のとおり、いきいき支援センターにおいて標準的な取扱いが定められておりますのでご承知おきください。

①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。

6/1　6/10 契約日　6/20 利用開始予定日　6/30

例）起算日を 6/20 利用開始予定日とした場合
予防専門型通所サービス：日割単位数×11 日（起算日からの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始予定日を起算日として日割り算定を行う。
（利用開始予定日が契約日の翌月の途中となった場合も同じ。）

※上記の例において、6/20 が利用開始予定日であったにも関わらず、利用者の都合等により実際には 7 月から利用を開始し、6 月中に利用実績がない場合は、6 月分は報酬を算定せず、7 月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

※二次予防事業からの移行は、新規で総合事業サービスを利用する例に準じて日割り算定を行う。

②月の途中より総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

例）予防専門型通所サービスからミニデイ型通所サービスに月途中で切り替えた場合

・ミニデイ型通所サービスについては、ミニデイ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。
・予防専門型通所サービスについては、契約解除日を終了の起算日として日割り算定を行う。

6/1　6/5 契約解除日　6/10 契約日　6/20 利用開始予定日　6/30

予防専門型通所サービス　ミニデイ型通所サービス

例）起算日を 6/10 契約日とした場合
予防専門型通所サービス：日割単位数×5 日（契約解除日までの日数）
ミニデイ型通所サービス：日割単位数×21 日（起算日からの日数）